

# 個人情報保護のための行動指針

ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社（以下「当社」といいます。）は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等の監督官庁が定めた個人情報保護に関するガイドラインの遵守徹底を図り、個人情報を保護するため次の各項の実施に努めます。

## 1. 社員教育の強化

個人情報を取扱う当社の全社員および派遣社員を対象に研修を実施します。

## 2. 個人情報保護に関する内部規定の整備

個人情報保護に関する内部規程を整備し、個人情報の取扱いについて明確な方針を示すとともに、個人情報の漏えい等に対しては、厳しい態度で臨むことを社内に周知徹底します。

## 3. 「個人情報保護管理者」の配置および機能強化

「個人情報保護管理者」を設置し、情報セキュリティ管理責任者をその職に任命するとともに、法令、ガイドラインの遵守、内部規程の策定、監査体制の整備その他個人情報の取扱いの監督を実施するために、その役割を明確にした体制を整備します。

## 4. 適切な情報セキュリティ対策の実施

個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のために個人情報へのアクセス管理、個人情報の持ち出し制限、外部からの不正なアクセスの防止のための措置その他の必要かつ適切な措置を講じます。

## 5. 業務委託について

(1)各種サービス等の販売業務、問合せ対応業務、設備メンテナンス業務、料金関連業務、マーケティング業務その他の業務において、個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託する場合があります。

(2)業務委託契約を締結する際には、業務委託の相手としての適格性を十分に審査します。業務委託契約においては、安全管理措置、秘密保持、再委託の条件、その他の個人情報の適正な取扱いに関する事項について定め、定期的な委託業務状況のモニタリング等を実施することによって当社の業務委託先を適切に監督します。また、電気通信の加入者情報を業務委託における委託先を含む第三者に提供するに当たっては、通信の秘密の保護に係る電気通信事業法第4条その他の関連規定を遵守します。

## 6. 監査体制の整備・充実

個人情報の保護が適切に行われているかどうかについて、監査できる体制を整備します。

また、アクセスログを活用した監査は、個人情報漏えい者の早期発見およびそれによる抑止効果の発揮による漏えいの未然防止に有効と考えられますので、その実施方法を検討します。

## 7. 個人情報の適切な収集、利用、提供および公表等

個人情報の収集にあたっては、利用目的を明確にし、申込書等の書面、Web等の画面、口頭等の方法で、適法かつ公正な手段を用いて取得いたします。また、利用、提供および公表等にあたっては、事業の内容および規模を考慮した上で、適切に実施します。

## 8. 個人情報保護に関する活動の継続的改善

個人情報保護に関する上記 1～7 の活動について、継続的な見直し・改善を図ります。

## 9. 改訂について

本『個人情報保護のための行動指針』の内容の全部または一部を改訂することがあります。重要な変更がある場合には、当社ホームページ上等において、分かりやすい方法でお知らせします。

### 本『個人情報保護のための行動指針』の対象

本『個人情報保護のための行動指針』における「個人情報」とは、当社携帯電話サービスをご利用のお客様を含む個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、または個人別に付された番号、その他の符号、画像もしくは音声により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含みます。）をいいます。

本『個人情報保護のための行動指針』は、各項に特別な断りがない限り当社が保有する個人情報に適用されます。

### 附則

この個人情報保護のための行動指針は、2011年6月1日から施行します。